

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 3 月 10 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500676 号
厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500108 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 50 年 10 月から同年 12 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月から昭和 48 年 12 月まで
② 昭和 50 年 10 月から同年 12 月まで

20 歳になり、国民年金の加入に関する通知が届いたので、A 市役所において自分で加入手続を行った。その後、自宅に国民年金保険料の納付書が送られてくるようになり、保険料は納付しなければならないものと思い全て納付したので、保険料の未納はないはずである。国民年金保険料は自身で納付したほか、姉の夫が経営する工務店に平日は泊まり込みで勤務するようになった昭和 50 年頃以降は、B 県内にあった C 銀行（現在は、D 銀行）の支店等で自分又は姉に頼んで納付していた。請求期間に係る国民年金保険料を納付したことが確認できる資料は持っていないが、納付していることは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②について、請求者の A 市における国民年金被保険者名簿には、請求者の国民年金被保険者資格取得届が昭和 45 年 2 月 23 日に受付けられたことが記録されているとともに、請求者の所持する国民年金手帳には、当該手帳の発行日が同日と記載されていることから、請求者は、この頃初めて国民年金に加入したと考えられ、請求期間②は国民年金保険料を納付することができる期間である。

また、請求者の A 市における国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求期間②直前の昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 9 月までの国民年金保険料及び請求期間②直後の昭和 51 年 1 月から平成 21 年 2 月までの国民年金保険料は現年度納付されており、3 か月と短期間である請求期間②の保険料についても納付されたと考えるのが自然である。

さらに、請求者は、請求期間②当時は請求者の姉の夫が経営する工務店に平日は泊まり込みで勤務し、当該期間の国民年金保険料は、B県内にあったC銀行の支店等において請求者又は請求者の姉が納付したと主張しているところ、A市では、E県内に本店がある銀行であれば、A市内に住所を有する国民年金被保険者が、当該銀行のE県以外の支店において保険料を納付することは可能であったと回答しているとともに、D銀行は、請求期間②当時、E県内に住所を有する国民年金被保険者であっても、B県内にあるC銀行の支店において保険料を納付することは可能であったと回答しており、請求者の主張は当時の取扱いと一致する。

加えて、請求者の姉は、自身が30歳ぐらいの頃、請求者から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することを勧められ、それまで全く納付していなかった自身の保険料を一括納付した旨陳述しているところ、請求者の姉の国民年金被保険者台帳によると、請求者の姉が30歳であった昭和46年11月に、昭和36年*月から昭和46年3月までの期間に係る保険料が第一回特例納付により納付された記録が認められるとともに、請求期間②は、請求者は、請求者の姉の夫が経営する工務店に平日は泊まり込みで勤務していた期間であり、請求者が保険料の納付を依頼することもあった請求者の姉の保険料は、オンライン記録により納付済みとなっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者は、請求期間①当時の国民年金保険料は、作業現場近くの郵便局又は銀行において納付した旨主張しているが、請求期間①に係る保険料の具体的な納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶がなく、保険料の納付状況が不明である。

また、A市では、国民年金保険料の納付方法は昭和46年10月から納付書方式に変更となり、納付書は3か月毎に作成して被保険者に送付していたと回答しているところ、請求者のA市における国民年金被保険者名簿によると、昭和47年5月10日を変更日とする請求者の住所変更の届出は、当該変更日から約7か月後の同年12月22日に受け付けられており、当該届出が受け付けられるまでは、請求者の納付書は変更前の住所に送付されることになる上、請求者は、転居に際し、転居日以降に転居前の住所へ送付された郵便物を受け取るための対策は立てていない旨陳述していることから、請求者は、転居日から住所変更の届出日までの間に送付された納付書については、受け取ることができなかったものと考えられる。

さらに、請求者の国民年金被保険者台帳（更新後の台帳）に係る昭和46年度の摘要欄には、更新前の同台帳において、昭和46年10月から昭和47年3月までの保険料の納付記録がないことを示す「未納 10-3」の記載が確認でき、請求者が当該期間に係る保険料を納付していたことがうかがえない。

加えて、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500771号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500257号

第1 結論

請求者のA社における平成20年8月12日の標準賞与額を4万5,000円、平成21年12月25日の標準賞与額を5万5,000円、平成22年8月11日の標準賞与額を5万5,000円に訂正することが必要である。

平成20年8月12日、平成21年12月25日及び平成22年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年8月12日、平成21年12月25日及び平成22年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年8月
② 平成21年12月25日
③ 平成22年8月

A社から平成20年8月、平成21年12月25日及び平成22年8月に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、当該賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者の請求期間①、②及び③に係る預金取引明細表により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求期間①、②及び③に係る賞与については、当時の厚生年金保険料率により算出された個人負担分の厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①、②及び③において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

以上のことから、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、請求者の上

記預金取引明細表で確認できる賞与振込額及び同僚から提出された上記賞与明細書を基に推認した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万5,000円、請求期間②は5万5,000円、請求期間③は5万5,000円に訂正することが必要である。賞与支給日については、当該預金取引明細表により確認できる振込記録から、請求期間①は平成20年8月12日、請求期間③は平成22年8月11日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては、当時の資料がなく不明としているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500797号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500256号

第1 結論

請求期間①のうち、請求者のA社における平成2年11月1日から平成7年4月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成2年11月から平成4年9月までの期間は15万円から26万円、平成4年10月から平成6年10月までの期間は16万円から26万円、平成6年11月から平成7年3月までの期間は16万円から22万円とする。

請求期間②について、請求者のA社における平成14年8月1日から平成20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成14年8月から平成15年6月までの期間は32万円から38万円、平成15年7月から平成18年8月までの期間は28万円から38万円、平成18年9月から平成20年8月までの期間は30万円から38万円とする。

平成2年11月から平成7年3月までの期間及び平成14年8月から平成20年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成2年11月から平成7年3月までの期間及び平成14年8月から平成20年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年5月1日から平成7年4月1日まで
② 平成14年8月1日から平成20年9月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い厚生年金保険料を給与から控除されている期間があった。給与明細書を提出するので、請求期間について標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成2年11月1日から平成4年2月1日までの期間、平成4年3月1日から同年6月1日までの期間、平成4年7月1日から同年9月1日までの期間、平成4年10月1日から平成5年6月1日までの期間、平成5年7月1日から平成7年1月1日までの期間及び平成7年2月1日から同年4月1日までの期間並びに請求期間②のうち、平成14年8月1日から平成19年7月1日までの期間及び平成19年8月1日から平成20年9月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給与明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払いを受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間①のうち、平成4年2月1日から同年3月1日までの期間、平成4年6月1日から同年7月1日までの期間、平成4年9月1日から同年10月1日までの期間、平成5年6月1日から同年7月1日までの期間及び平成7年1月1日から同年2月1日までの期間並びに請求期間②のうち、平成19年7月1日から同年8月1日までの期間については、請求者から提出された当該期間の前後の月に係るA社の給与明細書により、それぞれの前後の月の報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えているうえ、それぞれの前後の月に係る厚生年金保険料額が同額であることが確認でき、前後の月と同額の厚生年金保険料を控除されていたと推認できることから、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払いを受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①のうち、平成2年11月1日から平成7年4月1日までの期間及び請求期間②に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成2年11月1日から平成7年4月1日までの期間及び請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成2年11月から平成6年10月までの期間は26万円、平成6年11月から平成7年3月までの期間は22万円、平成14年8月から平成20年8月までの期間は38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成2年11月から平成7年3月までの期間及び請求期間②について、請求者に係る請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているが、請求者の上記給与明細書において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当

該給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成元年5月1日から平成2年11月1日までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書等を保管しておらず、事業主は、当時の貸金台帳等を既に廃棄している旨陳述しており、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない。

このほか、請求者の上記期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①のうち、平成元年5月1日から平成2年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500907号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500255号

第1 結論

請求者のA社における平成24年8月15日の標準賞与額を12万2,000円、同年12月15日の標準賞与額を12万円、平成25年8月15日の標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

平成24年8月15日、同年12月15日及び平成25年8月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年8月15日、同年12月15日及び平成25年8月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年8月15日
② 平成24年12月15日
③ 平成25年8月15日

A社から請求期間に支給された賞与について、事業主が届出を失念していたため厚生年金保険の記録とされていないので、調査の上、当該賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された平成24年度及び平成25年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)により、請求者は、A社から請求期間①、②及び③に賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、上記賃金台帳により、請求期間①、②及び③に係る賞与については、当時の厚生年金保険料率(請求期間①は164.12/1000、請求期間②及び③は167.66/1000)ではなく、平成20年9月改正の厚生年金保険料率(153.5/1000)により算出された個人負担分の厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記貸金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万2,000円、請求期間②は12万円、請求期間③は14万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年12月22日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。